

## 憲法

次の【事例】を読み、下記の【設問】に答えなさい。

### 【事例】

公立の P 公園は、周りが塀で囲まれ、入り口が一か所だけ付いている。入り口には事務所が設置され、入場者はそこで氏名などの届け出をする。入場は無償である。P 公園管理条例には、公園内での禁止事項が次のように列挙されている。

- ①昆虫採集，植物採集
- ②ボール遊び，球技
- ③宗教的集会，政治的集会（ヘイト・スピーチを含む）

このうち、昆虫採集を見つけた者は、公園の管理者から注意を受け、再び注意を受けた場合は今後公園への入場を禁止する、という処分を受ける仕組みになっている。児童 X は、夏休みの宿題の一環として昆虫採集を試み、公園の管理者から処分を受けた。P 公園は、天井が閉鎖されて内部で昆虫が保存される、という特別の構造になってはいない。X が「なぜ昆虫採集禁止なの？」と公園管理者に質問したところ、「この公園は昆虫採集する場所ではないから」という答えが返ってきた。X およびその親は、「公園や広場にもいろいろな種類があり、なかには植物園とか遊園地類似のものもあるが、P 公園はそのような特別の種類のパークではない」と反論する。X およびその親は、①②③を禁止事項とする P 公園管理条例は憲法違反であるとする訴訟を準備している。

### 【設問】

X およびその親が主張すると思われる憲法上の論点を指摘し、それに対する自分の見解を述べなさい。（なお、訴訟提起の方法について論じる必要はありません。）

(120点)